

利害関係者からの意見						
【第5回送付 2019年2月、26機関】						
No	評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応案
7	評価手順書		1.3.3.3		環境変化が及ぼす影響の考慮 評価の趣旨としては、1. 2. は環境調査が行われていない、十分でない。3. はわかっているが反映されていない。4. 5. で反映の度合いが高まるということであろう。3. の意味は、調査により影響が判明している点にあると思うので、「環境変化の影響が存在するが」ではなく、4. 5. の表現とそろえて「環境変化の影響が把握されているが」とすべきではないか	ご指摘は妥当であると考えられますので、手順書改訂の際にご意見を反映します。
1	評価手順書		4.3.2.1		自治体の財政状況 (4.3.2.1) 評価手順P58によると、「公共サービスの質はそのままその地域の住みやすさにつながり、そしてその地域の漁業の魅力の一つとなる。公共サービスは各自治体の財政状況に左右されるため、この基準では、住みやすさの目安を総務省が発行する地方公共団体の財政力指数で評価する。」とありますが、公共サービスの「質」が財政状況と直結するというのは、非常に乱暴な見方であり、財政が厳しいからといって、「質」が下がると評価されるのは認められるものではありません。この評価指標自体を削除すべき。	公共サービスを測る際に、SHUNでは財政力指数を用いて評価しております。しかし、公共サービスの質を財政力指数だけで評価することで県の公共サービスの質に誤解を招くという可能性があるというもご指摘の通りだと思います。今回のご指摘は基準自体に関するものですので、次回のご指摘の際にご提案に関して検討いたします。
2	評価手順書				評価リストの作成過程における透明性と客観性をパブリックコメントと利害関係者への文書による意見聴取のみで担保することは困難であると考えます。 評価の手法、内容等の妥当性を判断するうえで、専門的な知識が求められることから、まずは、各分野の専門家で構成される第三者委員会等に意見を求め、その結果を参考情報として公開しながら、パブリックコメントと利害関係者の意見聴取を行うことが適切と考えます。	
3	マダラ_太平洋北部				沖合底曳き網漁業→沖合底びき網漁業 (理由) 法令・政令に合わせた記載にすべき。	ご指摘に従い、修正しました。
4	マダラ_太平洋北部		概要	p7,18行	「はえ延縄」→「はえ」削除	ご指摘に従い、修正しました。
5	マダラ太平洋北部	Ver0.0.3	概要 地域の持続性	9頁13行	青森県の沖合い底引きは1954年から調査船操業が開始された→意味不明	ご指摘に従い、地域の持続性の概要から削除します。
6	マダラ_太平洋北部		1.3.3.1		漁業管理方策の有無 ここでいう漁業管理方策については、手順書をみると、資源の状況により将来的にどのくらい回復させる（高水準の場合は維持）かといった方策の有無であるのか。このような高度の計画については、今回あがってきた魚種では作成されていないと認識しており、どの魚種も2点となると思料する。しかしながら、アブラツノザメは1点となっている。自主的な規制や沖底の許可の制限条件等があり、漁獲制御規則はあるが、資源状態に応じて変動する計画はないとして、2点が相当ではないか。予防的措置も1点となっているが、他の魚種と比べてアブラツノザメが減点されている理由はないのではないかと。	ご指摘に従い、アブラツノザメの評価報告書を修正しました。
7	マダラ_太平洋北部		1.3.3.3		環境変化が及ぼす影響の考慮 3点のところ、手順書と今回評価魚種の表現がことなっている。趣旨としては、1. 2. は環境調査が行われていない、十分でない。3. はわかっているが反映されていない。4. 5. で反映の度合いが高まるということであろう。3点にした理由は、調査により影響が判明している点にあると思うので、「環境変化の影響が存在するが」ではなく、4. 5. の表現とそろえて「環境変化の影響が把握されているが」とすべきではないか	ご指摘は妥当であると考えられますので、手順書改訂の際にご意見を反映しますが、現時点では手順書の表現に従っているため、現在の報告書ではそのままいたします。
8	マダラ_太平洋北部		1.3.3.4		漁業管理方策の策定 ここでいう漁業管理方策とは、「資源回復計画」→「資源管理指針」も該当している。 資源回復計画→資源管理指針となった場合は、外部の意見も聞き、引き続き規制を行うという趣旨で3点、移行の際に、さらに新たな措置を追加したものは5点という考え方は理解する。一方で、同様の経過をたどったキアンコウは1点となっており、減点されている理由が不明であり、他魚種と同様の3点とすべきである。アブラツノザメにしても、関係者により自主的ではあり規制は行われており、利害関係者等の意見が全く取り入れられていない等の1点とすることは他の並びからしておかしい。自主的である点（資源管理指針までにはいたっていない）等を考慮しても2点以上が妥当であろう。	ご指摘に従い、キアンコウ、アブラツノザメを修正しました。
9	マダラ_太平洋北部		1.3.3.5		遊漁の考慮 遊漁による漁獲は考慮していないとある。一方で影響が非常に少ないものはNAとされる。 まだらについて遊漁は確かにあるが、例えば神奈川県や京都府の真鯛のように漁業より明らかに採捕しているとはまではいえないのではないかと。このスコア付けであれば、相当量とされているけど、遊漁は考慮していないことになる。アブラツノザメの遊漁の書き方、少なくとも「遊漁の実態は把握されていない」ことを明記すべき。	ご指摘に従い、「遊漁の実態は把握されていない。」に修正しました。
10	マダラ太平洋北部	Ver0.0.3	2. 海洋環境評価範囲 ③ 1) 漁具漁法	25頁↓8行	鳥取県の例では→鳥取県にはオッターロールを用いる底引き漁船はないのでは？	鳥取水試による試験操業の記録でした。文章を修正しました。
11	マダラ_太平洋北部		2. 海洋環境評価範囲 ③ 1) 漁具漁法	p25, 21	(沖底2艘曳きの曳網時間)の修正 「曳網時間は鳥根県の例では1~1.5時間・・・」 →岩手県の2そう曳は約4時間（松浦, 2004）	ご指摘に従い、（松浦 2004）を引用して修正しました。
12	マダラ_太平洋北部		2. 海洋環境評価範囲 ③ 1) 漁具漁法		漁具漁法 オッターローレの網口は当該海域では50m以上となっており、茨城沿岸で操業する底曳き船（沖底、小底とも）20m程度ですので、50mとして影響の評価をされた場合、過大な評価になっている可能性があります。	ご指摘に従い、修正しました。
13	マダラ_太平洋北部		2. 海洋環境評価範囲 ③ 6) 混獲非利用種		混獲非利用種 沖底曳き網の対象種にマルアオメソ、ユメカサゴが記載されていますが、茨城県では両種とも漁獲対象魚種として、市場に水揚げされています。 特に、マルアオメソはメヒカリとして重要魚種となっています。	ご指摘に従い、2種を混獲非利用種から削除しました。
14	マダラ_太平洋北部		2.2.1		混獲利用種 混獲している種について、TAC魚種であっても、資源状態が低いと、スコアが低めに設定されている。 底引きであっても、スルメイカは狙ってとるものであり、キアンコウ狙いでスルメイカがはいるということは少ないと考えられる。本評価表では便宜的に、沖底の全漁獲量で表しているが、キアンコウ等でスルメイカ等の混獲と単純に論じられないのではないかと。 TAC魚種は、単一魚種として厳しい管理が行われており、底引きでスルメイカを多数とっており、その資源状態が悪いので、混獲管理のスコアが低くなるというのは奇異に感じる。少なくとも、TAC管理を行っているものは、混獲の評価からははずすべきではないか。	利用可能な資料からは何狙いの網であるかまでは不明であったため、第二種の過誤を防ぐため幅広に捉えました。今後利用可能な情報があれば改善して参ります。 TAC種を混獲種から外す件については、本項目は漁業(混獲)のインパクトのみならず、(様々な変動要因の結果としての)資源状態も評価の一要素となっておりますので同列に扱いました。
15	マダラ_太平洋北部		2.3.2	p46	図表と本文の不一致 図2.3.2d「平成29年度魚種別系群別資源評価結果に基づく日本海西区を分布域に・・・」 本文「平成29年度魚種別系群別資源評価結果(…)から、太平洋北区を主要な分布域に・・・」	ご指摘に従い、修正しました。
16	マダラ_太平洋北部		3. 漁業の管理概要 共同管理の取り組み	P56	共同管理の取り組み 「はえ縄は自由漁業であり…」以降の記載について、評価対象として、その他はえ縄では岩手県だけが特定されているため、届け出の必要について岩手県のみ記載になっているのは理解できるが、他県でも届出が必要であるにも関わらず、必要ないと誤解を与えてしまう可能性がある記載となっていることから、記載方法について配慮願いたい。	ご指摘に従い、「評価対象とした」を加えて岩手県をより特定しました。
17	マダラ_太平洋北部		3.1.2		テクニカルコントロール 海区漁業調整委員会規則第60条の記載があり、岩手県のものと思われるが、一見するとなんのことか不明であり、一連の説明は削除もしくは、説明を追加（岩手県規則では、延縄にパイをつけることとなっているが・・・等）すべき。	ご指摘に従い、「はえ縄漁業においては漁獲を制御する施策の情報はない」と記しました。
18	マダラ_太平洋北部		3.2.1.2		監視体制 1行目 沖合底びき網漁業については水産庁管理課と仙台調整事務所等及び各県が指導取締りを行っている。2018年からは...	福島県資源管理指針において、「沖合底びき網漁業については、沿岸漁業と共通の資源を利用してのことから、沿岸漁業の漁獲量、資源状況等については、沖合底びき網漁業を含めた記載とする。」「沖合底びき網漁業については、小型機船底びき網漁業等の沿岸漁業と共通の資源を利用してのことから、同様の自主的な管理が行われるよう関係者間の調整に努めることとする。」と記述されていることは承知しています。 しかしながら、監視体制について、具体的な沖合底びき網漁業を含む範囲に関する情報、資料を得ることができなかったため、現状のままとしました。
19	マダラ_太平洋北部		3.2.1.2	P60	7行目 「はえ縄は自由漁業であり…」以降の記載について、評価対象として、その他はえ縄では岩手県だけが特定されているため、届け出の必要について岩手県のみ記載になっているのは理解できるが、他県でも届出が必要であるにも関わらず、必要ないと誤解を与えてしまう可能性がある記載となっていることから、記載方法について配慮願いたい。	ご指摘に従い、「評価対象である岩手県のはえ縄漁業について記載すると」を加えました。
20	マダラ_太平洋北部		3.3.1.2		漁業者組織への所属割合 漁業者は沿海地区の漁業協同組合には所属するが、岩手県漁業協同組合連合会へは所属していない。	ご指摘に従い、沿海の組合が連合会に所属しているように記載しました。
21	マダラ太平洋北部	Ver0.0.3	3.3.1.2	62頁↓5行	宮城県漁業協同組合、宮城県近海底曳網漁業協同組合、宮城県沖合底びき網漁業協同組合・・・が気になりました、内部査読の範囲かと思いますが念のため。	ご指摘に従い、「宮城県近海底曳網漁業協同組合」を文中に加えました。
22	マダラ太平洋北部		3.3.1.2	p62	漁業者組織への所属割合 宮城県近海底曳網漁業協同組合を追加	ご指摘に従い、「宮城県近海底曳網漁業協同組合」を文中に加えました。

23	マダラ_太平洋北部		4.1.1.1	P69	漁業収入のトレンド 3行目 により操業自粛を余接儀なくされ、…	ご指摘に従い、修正しました。
24	マダラ_太平洋北部		4.1.1.2	P69	収入率のトレンド (P69以降、複数箇所あり) 「沖合い底引網」⇒「沖合底びき網漁業」	ご指摘に従い、修正しました。
25	マダラ_太平洋北部		4.1.1.3	P70-71	漁業関係資産のトレンド 3行目 「延縄漁業」⇒「はえ縄漁業」	ご指摘に従い、修正しました。
26	マダラ_太平洋北部		4.1.3.3		労働条件の公平性 2018年2月5日現在で公表されているデータを用いて評価しているが、単年度のデータで公表することが妥当とは考えられない。	漁業関係(4.1.3.3)と加工流通(4.2.3.3)については、他魚種においても直近年での評価を行ってきました。これは、各県労働局が公表している送検事例のデータが、事業者の改善を求めて公表しているものであり、過去年の内容はホームページから抹消されてしまうため、過去数年にさかのぼって情報を把握することは困難なためです。このため、これまで同様直近年データのみで評価を行うこととしたいと思います。
27	マダラ_太平洋北部		4.2.2.1		衛生管理 (1)「岩手水産地域ハサップ」 正式名称は、「いわて水産地域ハサップ」。 (2)「大船渡市場」 「大船渡漁業協同組合が営む「大船渡市場」とあるが、正しくは、「大船渡市場株式会社」が営む「大船渡市場」。	ご指摘に従い、修正しました。
28	マダラ_太平洋北部		4.3.1.1		製氷施設、冷凍・冷蔵施設の整備状況 岩手県における冷凍・冷蔵倉庫数が「136工場」と記載されておりますが、2013漁業センサ第8巻P92によると「145工場」となっています。 ※「136工場」は、冷蔵施設数と思われます。北海道、宮城県においても、同様です。	ご指摘に従い、関係道県の数値を修正しました。
29	ズワイガニ_太平洋北部				沖合底曳き網漁業⇒沖合底びき網漁業 (理由)法令・政令に合わせた記載にすべき。	ご指摘に従い、修正しました。
30	ズワイガニ_太平洋北部			P9	「沖合底引き網は・・・」から「沖合底曳き網は・・・」へ修正願います。	他機関からの指摘も踏まえ「沖合底びき網」に統一しました。
32	ズワイガニ_太平洋北部		1.3.3.1		漁業管理方策の有無 ここでいう漁業管理方策については、手順書をみると、資源の状況により将来的にどのくらい回復させる(高水準の場合は維持)かといった方策の有無であるのか。このような高度の計画については、今回あがってきた魚種では作成されていないと認識しており、どの魚種も2点となると思料する。しかしながら、アブラツノザメは1点となっている。自主的な規制や沖底の許可の制限条件等があり、漁獲制御規則はあるが、資源状態に応じて変動する計画はないとして、2点が相当ではないか。予防的措置も1点となっているが、他の魚種と比べてアブラツノザメが減点されている理由はないのではないか。	ご指摘に従い、ご意見を参考にアブラツノザメを修正しました。
33	ズワイガニ_太平洋北部		1.3.3.3		環境変化が及ぼす影響の考慮 3点のところで、手順書と今回評価魚種の表現がことなっている。趣旨としては、1. 2. は環境調査が行われていない、十分でない。3. はわかっているが反映されていない。4. 5. で反映の度合いが高まるということであろう。3点にした理由は、調査により影響が判明している点にあると思うので、「環境変化の影響が存在するが」ではなく、4. 5. の表現とそろえて「環境変化の影響が把握されているが」とするべきではないか	ご指摘は妥当であると考えられますので、手順書改訂の際にご意見を反映しますが、現時点では手順書の表現に従っているため、現在の報告書ではそのままいたします。
34	ズワイガニ_太平洋北部		1.3.3.4		漁業管理方策の策定 ここでいう漁業管理方策とは、「資源回復計画」→「資源管理指針」も該当している。 資源回復計画→資源管理指針となった場合は、外部の意見も聞き、引き続き規制を行うという趣旨で3点、移行の際に、さらに新たな措置を追加したものは5点という考え方は理解する。一方で、同様の経過をたどったキアンコウは1点となっており、減点されている理由が不明であり、他魚種と同様の3点とすべきである。アブラツノザメにしても、関係者により自主的ではあり規制は行われており、利害関係者等の意見が全く取り入れられていない等の1点とすることは他の並びからしておかしい。自主的である点(資源管理指針までにはいたっていない)等を考慮しても2点以上が妥当であろう。	ご指摘に従い、キアンコウ、アブラツノザメを修正しました。
35	ズワイガニ_太平洋北部	Ver0.0.3	2. 海洋環境評価範囲 ③ 1) 漁具漁法	25頁↓8行	鳥取県の例では一鳥取県にはオッターコントロールを用いる底引き漁船はないのでは？	鳥取水試による試験操業の記録でした。ご指摘に従い、文章を修正しました。
36	ズワイガニ_太平洋北部		2. 海洋環境評価範囲 ③ 1) 漁具漁法		漁具漁法 オッターローレの網口は当該海域では50m以上となっておりますが、茨城沿岸で操業する底曳き船(沖底、小底とも)20m程度ですので、50mとして影響の評価をされた場合、過大な評価になっている可能性があります。	ご指摘に従い、修正しました。
37	ズワイガニ_太平洋北部		2. 海洋環境評価範囲 ③ 6) 混獲非利用種		混獲非利用種 沖底曳き網の対象種にマノレアオメエソ、ユメカサゴが記載されていますが、茨城県では両種とも漁獲対象魚種として、市場に水揚げされています。 特に、マルアオメエソはメヒカリとして重要魚種となっています。	ご指摘に従い、2種を混獲非利用種から削除しました。
38	ズワイガニ_太平洋北部		2.2.1		混獲利用種 混獲している種について、TAC魚種であっても、資源状態が低いと、スコアが低めに設定されている。 底引きであっても、スルメイカは狙ってとるものであり、キアンコウ狙いでスルメイカがはいるということは少ないと考えられる。本評価表では便宜的に、沖底の全漁獲量で表しているが、キアンコウ等でスルメイカ等の混獲と単純に論じられないのではないか。 TAC魚種は、単一魚種として厳しい管理が行われており、底引きでスルメイカを多数とっており、その資源状態が悪いので、混獲管理のスコアが低くなるというのは奇異に感じる。少なくとも、TAC管理を行っているものは、混獲の評価からははずすべきではないか。	利用可能な資料からは何狙いの網であるかまでは不明であったため、第二種の過誤を防ぐため幅広に捉えました。今後利用可能な情報があれば改善して参ります。 TAC種を混獲種から外す件については、本項目は漁業(混獲)のインパクトのみならず、(様々な変動要因の結果としての)資源状態も評価の一要素となっておりますので同列に扱いました。
39	ズワイガニ_太平洋北部		2.3.2	p.36	図表と本文の不一致 図2.3.2d「平成29年度魚種別系群別資源評価結果に基づく日本海西区を分布域に・・・」 本文「平成29年度魚種別系群別資源評価結果(…)」から、太平洋北区を主要な分布域に・・・」	ご指摘に従い、修正しました。
40	ズワイガニ_太平洋北部		3.2.1.2		監視体制 1行目 沖合底びき網漁業については水産庁管理課と仙台調整事務所等及び各県が指導取締りを行っている。2018年から…	福島県資源管理指針において、「沖合底びき網漁業については、沿岸漁業と共通の資源を利用していることから、沿岸漁業の漁獲量、資源状況等については、沖合底びき網漁業を含めた記載とする。」「沖合底びき網漁業については、小型機船底びき網漁業等の沿岸漁業と共通の資源を利用しているため、同様の自主的な管理が行われるよう関係者間の調整に努めることとする。」と記述されていることは承知しています。 しかしながら、監視体制について、具体的な沖合底びき網漁業を含む範囲に関する情報、資料を得ることができなかったため、現状のままとしました。
43	ズワイガニ_太平洋北部		3.3.1.3	P49	漁業者組織の管理に対する影響力 3行目 東日本大震災の後は統制の取れた試験操業等が実施されている。	ご指摘に従い、修正しました。
44	ズワイガニ_太平洋北部		3.3.2.1	P50	自主的管理への漁業関係者の主体的参画 2行目 画の策定、TAC協定に関する会合出席、地域沿岸漁業協同組合、県、国段階の漁業協同組合連合会での部会、…	ご指摘に従い、修正しました。
45	ズワイガニ_太平洋北部		4.1.3.3		労働条件の公平性 2018年2月5日現在で公表されているデータを用いて評価しているが、単年度のデータで公表することが妥当とは考えられない。	漁業関係(4.1.3.3)と加工流通(4.2.3.3)については、他魚種においても直近年での評価を行ってきました。これは、各県労働局が公表している送検事例のデータが、事業者の改善を求めて公表しているものであり、過去年の内容はホームページから抹消されてしまうため、過去数年にさかのぼって情報を把握することは困難なためです。このため、これまで同様直近年データのみで評価を行うこととしたいと思います。
48	キアンコウ_太平洋北部				沖合底曳き網漁業⇒沖合底びき網漁業 (理由)法令・政令に合わせた記載にすべき。	ご指摘に従い、修正しました。
49	キアンコウ_太平洋北部			P9	「小型底曳き網漁業(青森県、茨城県)」から「小型底曳き網漁業(青森県、福島県、茨城県)」へ修正願います。	ご指摘に従い、修正しました。

50	キアコウ_太平洋北部	Ver0.0.3	概要 地域の持続性	9頁↑3行	青森県の沖合い底引きは1954年から調査船操業が開始された→意味不明	地域の持続性の概要から削除するとともに、4.3.3.1からも「青森県の沖底は」～「(青森県1989)」までを削除します。
追加	キアコウ_太平洋北部		1. 資源の状態 概要	11p 1行	コメント箇所を反映して、Ecopathの再解析が必要と思われます。	ご教示頂いた最新の研究成果情報については、今後生態系モデルの改善に際し反映させていただきます
51	キアコウ_太平洋北部		1.1.1.2		青森県周辺海域では、背鰭第一棘による年齢査定技術が確立されており、最高齢は、雌23.6歳、雄19.9歳であると報告されています (Takeya et al. 2017, 竹谷 2017)。この技術等を用いた資源量推定も行われており、地域の資源管理に利用されています (竹谷 2017)。	ご指摘に従い、修正しました。
52	キアコウ_太平洋北部		1.1.1.3		津軽海峡東部沿岸におけるキアコウの産卵期は、漁獲動向やGSIに関する調査から5～6月と推定されています (野呂・竹谷 2009, 竹谷 2013)。野呂恭成, 竹谷裕平. 青森県沿岸におけるキアコウの漁獲状況と標識放流 (その2). 東北底魚研究 2009; 29: 2-6 竹谷裕平. 青森県周辺海域におけるキアコウの生態および資源に関する研究. 博士論文, 北海道大学大学院, 北海道, 2017. Takeya Y, Takatsu T, Yamanaka T, Shibata Y, Nakaya M. Use of the illicium for age determination and verification of yellow goosfish Lophius litulon off Aomori Prefecture, northern Japan. Nippon Suisan Gakkaishi 2017; doi:10.2331/suisan.16-00041 (in Japanese with English abstract).	ご指摘に従い、修正しました。
53	キアコウ_太平洋北部		1.3.3.1		漁業管理方策の有無 ここでいう漁業管理方策については、手順書をみると、資源の状況により将来的にどのくらい回復させる (高水準の場合は維持) かといった方策の有無であるのか。このような高度の計画については、今回あがってきた魚種では作成されていないと認識しており、どの魚種も2点となると思料する。しかしながら、アブラツノザメは1点となっている。自主的な規制や沖底の許可の制限条件等があり、漁獲制御規則はあるが、資源状態に応じて変動する計画はないとして、2点が相当ではないか。予防的措置も1点となっているが、他の魚種と比べてアブラツノザメが減点されている理由はないのではないか。	ご意見を参考にアブラツノザメを修正しました。
54	キアコウ_太平洋北部		1.3.3.3		環境変化が及ぼす影響の考慮 3点のところで、手順書と今回評価魚種の表現がことなっている。趣旨としては、1. 2. は環境調査が行われていない、3. はわかっているが反映されていない。4. 5. で反映の度合いが高まるということであろう。3点にした理由は、調査により影響が判明している点にあると思うので、「環境変化の影響が存在するが」ではなく、4. 5. の表現とそえて「環境変化の影響が把握されているが」とするべきではないか	ご指摘は妥当であると考えられますので、手順書改訂の際にご意見を反映しますが、現時点では手順書の表現に従っているため、現在の報告書ではそのままといたします。
55	キアコウ_太平洋北部		1.3.3.4		漁業管理方策の策定 ここでいう漁業管理方策とは、「資源回復計画」→「資源管理指針」も該当している。 資源回復計画→資源管理指針となった場合は、外部の意見も聞き、引き続き規制を行うという趣旨で3点、移行の際に、さらに新たな措置を追加したものは5点という考え方は理解する。一方で、同様の経過をたどったキアコウは1点となっており、減点されている理由が不明であり、他魚種と同様の3点とすべきである。アブラツノザメにしても、関係者により自主的ではあり規制は行われており、利害関係者等の意見が全く取り入れられていない等の1点とすることは他の並びからしておかしい。自主的である点 (資源管理指針までにはいたっていない) 等を考慮しても2点以上が妥当であろう。	ご指摘を参考に、1.3.3.4を1点から3点に修正しました。
56	キアコウ_太平洋北部			P23	「小型底曳き網の混獲種であるかれい類、ひらめ、マダラ・・・」から「小型底曳き網の混獲種であるかれい類、ヒラメ、マダラ・・・」へ修正願います。	ご指摘に従い、修正しました。
57	キアコウ_太平洋北部	Ver0.0.3	2. 海洋環境評価範囲 ③ 1) 漁具漁法	25頁↓8行	鳥取県の例では→鳥取県にはオッターロールを用いる底引き漁船はないのでは？	鳥取水試による試験操業の記録でした。文章を修正しました。
58	キアコウ_太平洋北部		2. 海洋環境評価範囲 ③ 1) 漁具漁法		漁具漁法 オッターローレの網口は当該海域では50m以上となっておりますが、茨城沿岸で操業する底曳き船 (沖底, 小底とも) 20m程度ですので、50mとして影響の評価をされた場合、過大な評価になっている可能性があります。	ご指摘に従い、修正しました。
59	キアコウ_太平洋北部			p 25, 25	(沖底2艘曳きの曳網時間)の修正 「曳網時間は鳥根県の例では1～1.5時間・・・」 →岩手県の2そう曳は約4時間 (松浦, 2004)	ご指摘に従い、修正しました。
60	キアコウ_太平洋北部		2. 海洋環境評価範囲 ③ 6) 混獲非利用種		混獲非利用種 沖底曳き網の対象種にマノレアオメエソ、ユメカサゴが記載されていますが、茨城県では両種とも漁獲対象魚種として、市場に水揚げされています。 特に、マルアオメエソはメヒカリとして重要魚種となっています。	ご指摘に従い、2種を削除しました。
61	キアコウ_太平洋北部		2.2.1		混獲利用種 混獲している種について、TAC魚種であっても、資源状態が低いと、スコアが低めに設定されている。 底引きであっても、スルメイカは狙ってとるものであり、キアコウ狙いでスルメイカがはいるということは少ないと考えられる。本評価表では便宜的に、沖底の全漁獲量で表しているが、キアコウ等でスルメイカ等の混獲と単純に論じられないのではないか。 TAC魚種は、単一魚種として厳しい管理が行われており、底引きでスルメイカを多数とっており、その資源状態が悪いので、混獲管理のスコアが低くなるというのは奇異に感じる。少なくとも、TAC管理を行っているものは、混獲の評価からははずすべきではないか。	利用可能な資料からは何狙いの網であるかまでは不明であったため、第二種の過誤を防ぐため幅広に捉えました。今後利用可能な情報があれば改善して参ります。 TAC種を混獲種から外す件については、本項目は漁業 (混獲) のインパクトのみならず、(様々な変動要因の結果としての) 資源状態も評価の一要素となっておりますので同列に扱いました。
62	キアコウ_太平洋北部		2.3.1.2		青森県周辺海域における本種の捕食対象は、日本海ではマジヤカレイ類、津軽海峡ではキアコウ共食い、太平洋ではマダラ等であり、各海域の魚類相を反映していました (竹谷 2017)。竹谷裕平. 青森県周辺海域におけるキアコウの生態および資源に関する研究. 博士論文, 北海道大学大学院, 北海道, 2017.	ご指摘に従い、修正しました。
63	キアコウ_太平洋北部		2.3.2	p 51	図表と本文の不一致 図2.3.2d 「平成29年度魚種別系群別資源評価結果に基づく日本海西区を分布域に・・・」 本文 「平成29年度魚種別系群別資源評価結果 (・・・) から、太平洋北区を主要な分布域に・・・」	ご指摘に従い、修正しました。
64	キアコウ_太平洋北部		3.2.1.2		監視体制 1行目 沖合底びき網漁業については水産庁管理課と仙台調整事務所等及び各県が指導取締りを行っている。2018 年から...	福島県資源管理指針において、「沖合底びき網漁業については、沿岸漁業と共通の資源を利用していることから、沿岸漁業の漁獲量、資源状況等については、沖合底びき網漁業を含めた記載とする。」「沖合底びき網漁業については、小型機船底びき網漁業等の沿岸漁業と共通の資源を利用しているため、同様の自主的な管理が行われるよう関係者間の調整に努めることとする。」と記述されていることは承知しています。監視体制について、原則として国が大臣許可により沖合底びき網漁業、県が知事許可による小型機船底びき網漁業を対象として取締りを行っていることと理解されるため、記述は現行のままとしました。
65	キアコウ_太平洋北部	Ver0.0.3	3.3.1.2	62頁↓5行	宮城県漁業協同組合、宮城県近海底曳網漁業協同組合、宮城県沖合底びき網漁業協同組合・・・が気になりました、内部査読の範囲かと思いますが念のため。	ご指摘に従い、修正しました。
66	キアコウ_太平洋北部		3.3.1.2		漁業者組織への所属割合 漁業者は沿海地区の漁業協同組合には所属するが、岩手県漁業協同組合連合会へは所属していない。	ご指摘に従い、沿海の組合が連合会に所属しているように記載しました。
67	キアコウ_太平洋北部		4.1.3.3		労働条件の公平性 2018年2月5日現在で公表されているデータを用いて評価しているが、単年度のデータで公表することが妥当とは考えられない。	漁業関係 (4.1.3.3) と加工流通 (4.2.3.3) については、他魚種においても直近年での評価を行ってきました。 これは、各県労働局が公表している送検事例のデータが、事業者の改善を求めて公表しているものであり、過去年の内容はホームページから抹消されてしまうため、過去数年にさかのぼって情報を把握することは困難なためです。このため、これまで同様直近年データのみで評価を行うこととしたいと思います。
70	キアコウ_太平洋北部		4軸引用文献		金田一善唯 (2009) 著者名間違いです。	修正しました。
71	キチジ_太平洋北部				沖合底曳き網漁業⇒沖合底びき網漁業 (理由) 法令・政令に合わせた記載にすべき。	修正しました。
73	キチジ_太平洋北部		概要	p 7, 27行	健康と安全・安心 内容: 「生殖機能の保持作用があるビタミンEは、動脈硬化要望・・・有するタウリンなど様々な栄養機能成分」 →「は」の削除、 →「機能性成分」?	修正しました。

74	キチジ_太平洋北部		1.3.3.1		漁業管理方策の有無 ここでいう漁業管理方策については、手順書をみると、資源の状況により将来的にどのくらい回復させる（高水準の場合は維持）かといった方策の有無であるのか。このような高度の計画については、今回あがってきた魚種では作成されていないと認識しており、どの魚種も2点となると思料する。しかしながら、アブラツノザメは1点となっている。自主的な規制や沖底の許可の制限条件等があり、漁獲制御規則はあるが、資源状態に応じて変動する計画はないとして、2点が相当ではないか。予防的措置も1点となっているが、他の魚種と比べてアブラツノザメが減点されている理由はないのではないか。	ご意見を参考にアブラツノザメを修正しました。
75	キチジ_太平洋北部		1.3.3.3		環境変化が及ぼす影響の考慮 3点のところ、手順書と今回評価魚種の表現がことなっている。趣旨としては、1. 2. は環境調査が行われていない、十分でない。3. はわかっているが反映されていない。4. 5. で反映の度合いが高まるということであろう。3点にした理由は、調査により影響が判明している点にあると思うので、「環境変化の影響が存在するが」ではなく、4. 5. の表現とそろえて「環境変化の影響が把握されているが」とするべきではないか	ご指摘は妥当であると考えられますので、手順書改訂の際にご意見を反映しますが、現時点では手順書の表現に従っているため、現在の報告書ではそのままといたします。
76	キチジ_太平洋北部		1.3.3.4		漁業管理方策の策定 ここでいう漁業管理方策とは、「資源回復計画」→「資源管理指針」も該当している。 資源回復計画→資源管理指針となった場合は、外部の意見も聞き、引き続き規制を行うという趣旨で3点、移行の際に、さらに新たな措置を追加したものは5点という考え方は理解する。一方で、同様の経過をたどったキアンコウは1点となっており、減点されている理由が不明であり、他魚種と同様の3点とすべきである。アブラツノザメにしても、関係者により自主的ではあり規制は行われており、利害関係者等の意見が全く取り入れられていない等の1点とすることは他の並びからしておかしい。自主的である点（資源管理指針までにはいたっていない）等を考慮しても2点以上が妥当であろう。	ご意見を参考にキアンコウ、アブラツノザメを修正しました。
77	キチジ_太平洋北部	Ver0.0.3	2. 海洋環境評価範囲 ③ 1) 漁具漁法	25頁 ↓ 8行	鳥取県の例では→鳥取県にはオッターロールを用いる底引き漁船はないのでは？	鳥取水試による試験操業の記録でした。文章を修正しました。
78	キチジ_太平洋北部		2. 海洋環境評価範囲 ③ 1) 漁具漁法		漁具漁法 オッターローレの網口は当該海域では50m以上となっておりますが、茨城沿岸で操業する底曳き船（沖底、小底とも）20m程度ですので、50mとして影響の評価をされた場合、過大な評価になっている可能性があります。	修正しました。
79	キチジ_太平洋北部		2. 海洋環境評価範囲 ③ 6) 混獲非利用種		混獲非利用種 沖底曳き網の対象種にマノレアオメエソ、ユメカサゴが記載されていますが、茨城県では両種とも漁獲対象魚種として、市場に水揚げされています。 特に、マルアオメエソはメヒカリとして重要魚種となっています。	ご指摘に従って2種を削除しました。
80	キチジ_太平洋北部			p 23, 10	(沖底2艘曳きの曳網時間)の修正 「曳網時間は鳥根県の例では1~1.5時間・・・」 → 岩手県の2そう曳きは約4時間（松浦, 2004）	修正しました。
81	キチジ_太平洋北部		2.2.1		混獲利用種 混獲している種について、TAC魚種であっても、資源状態が低いと、スコアが低めに設定されている。 底引きであっても、スルメイカは狙ってとるものであり、キアンコウ狙いでスルメイカはいるということは少ないと考えられる。本評価表では便宜的に、沖底の全漁獲量で表しているが、キアンコウ等でスルメイカ等の混獲と単純に論じられないのではないか。 TAC魚種は、単一魚種として厳しい管理が行われており、底引きでスルメイカを多数とっており、その資源状態が悪いので、混獲管理のスコアが低くなるというのは奇異に感じる。少なくとも、TAC管理を行っているものは、混獲の評価からははずすべきではないか。	利用可能な資料からは何狙いの網であるかまでは不明であったため、第二種の過誤を防ぐため幅広に捉えました。今後利用可能な情報があれば改善して参ります。 TAC種を混獲種から外す件については、本項目は漁業（混獲）のインパクトのみならず、(様々な変動要因の結果としての) 資源状態も評価の一要素となっておりますので同列に扱いました。
82	キチジ_太平洋北部		2.3.2	p 36	図表と本文の不一致 図2.3.2d 「平成29年度魚種別系群別資源評価結果に基づく日本海西区を分布域に・・・」 本文「平成29年度魚種別系群別資源評価結果(…)から、太平洋北区を主要な分布域に・・・」	修正しました。
83	キチジ_太平洋北部		3.2.1.2		監視体制 1行目 沖合底びき網漁業については水産庁管理課と仙台調整事務所等及び各県が指導取締りを行っている。2018年から…	福島県資源管理指針において、「沖合底びき網漁業については、沿岸漁業と共通の資源を利用してのことから、沿岸漁業の漁獲量、資源状況等については、沖合底びき網漁業を含めた記載とする。」「沖合底びき網漁業については、小型機船底びき網漁業等の沿岸漁業と共通の資源を利用してのため、同様の自主的な管理が行われるよう関係者間の調整に努めることとする。」と記述されていることは承知しています。監視体制について、原則として国が大臣許可により沖合底びき網漁業、県が知事許可による小型機船底びき網漁業を対象として取締りを行っていることと理解されるため、記述は現行のままとしました。
84	キチジ_太平洋北部		3.3.1.2		漁業者組織への所属割合 漁業者は沿海地区の漁業協同組合には所属するが、岩手県漁業協同組合連合会へは所属していない。	沿海の組合が連合会に所属しているように記載しました。
85	キチジ_太平洋北部	Ver0.0.3	3.3.1.2	62頁 ↓ 5行	宮城県漁業協同組合、宮城県近海底曳網漁業協同組合、宮城県沖合底びき網漁業協同組合・・・が気になりました、内部査読の範囲かと思いますが念のため。	その様に修正しました。
86	キチジ_太平洋北部		4.1.3.3		労働条件の公平性 2018年2月5日現在で公表されているデータを用いて評価しているが、単年度のデータで公表することが妥当とは考えられない。	これまでも他魚種においても漁業関係(4.1.3.3)だけでなく加工流通(4.2.3.3)においても直近年での評価を行ってきました。東北の底魚の漁業に限って過去数年分までさかのぼって評価を行った場合、万が一さかのぼることによって漁業関係での送検事例があった場合、低く評価することになるため、他の魚種あるいは加工流通との評価の公平性を考えた場合、問題であると考えため、これまで同様直近年データのみで評価を行うこととしたいと思います。
87	キチジ_太平洋北部		4.2.2.1		衛生管理 (1) 「岩手水産業地域ハサップ」 正式名称は、「いわて水産業地域ハサップ」。 (2) 「大船渡市場」 「大船渡漁業協同組合が営む「大船渡市場」とあるが、正しくは、「大船渡市場株式会社」が営む「大船渡市場」。	修正しました。
88	キチジ_太平洋北部		4.3.1.1		製氷施設、冷凍・冷蔵施設の整備状況 岩手県における冷凍・冷蔵倉庫数が「136工場」と記載されておりますが、2013漁業センサス第8巻P92によると「145工場」となっています。 ※ 「136工場」は、冷蔵施設数と思われます。北海道、宮城県においても、同様です。	関係県の数値修正しました。
89	サメガレイ_太平洋北部				沖合底曳き網漁業→沖合底びき網漁業 (理由) 法令・政令に合わせた記載にすべき。	修正しました。
90	サメガレイ_太平洋北部	Ver0.0.3	概要 地域の持続性	9頁 ↑ 3行	青森県の沖合い底引きは1954年から調査船操業が開始された→意味不明	地域の持続性の概要から削除するとともに、4.3.3.1からも「青森県の沖底は」～「(青森県1989)」までを削除します。
91	サメガレイ_太平洋北部		1.3.3.1		漁業管理方策の有無 ここでいう漁業管理方策については、手順書をみると、資源の状況により将来的にどのくらい回復させる（高水準の場合は維持）かといった方策の有無であるのか。このような高度の計画については、今回あがってきた魚種では作成されていないと認識しており、どの魚種も2点となると思料する。しかしながら、アブラツノザメは1点となっている。自主的な規制や沖底の許可の制限条件等があり、漁獲制御規則はあるが、資源状態に応じて変動する計画はないとして、2点が相当ではないか。予防的措置も1点となっているが、他の魚種と比べてアブラツノザメが減点されている理由はないのではないか。	ご意見を参考にアブラツノザメを修正しました。
92	サメガレイ_太平洋北部		1.3.3.3		環境変化が及ぼす影響の考慮 3点のところ、手順書と今回評価魚種の表現がことなっている。趣旨としては、1. 2. は環境調査が行われていない、十分でない。3. はわかっているが反映されていない。4. 5. で反映の度合いが高まるということであろう。3点にした理由は、調査により影響が判明している点にあると思うので、「環境変化の影響が存在するが」ではなく、4. 5. の表現とそろえて「環境変化の影響が把握されているが」とするべきではないか	ご指摘は妥当であると考えられますので、手順書改訂の際にご意見を反映しますが、現時点では手順書の表現に従っているため、現在の報告書ではそのままといたします。
93	サメガレイ_太平洋北部		1.3.3.4		漁業管理方策の策定 ここでいう漁業管理方策とは、「資源回復計画」→「資源管理指針」も該当している。 資源回復計画→資源管理指針となった場合は、外部の意見も聞き、引き続き規制を行うという趣旨で3点、移行の際に、さらに新たな措置を追加したものは5点という考え方は理解する。一方で、同様の経過をたどったキアンコウは1点となっており、減点されている理由が不明であり、他魚種と同様の3点とすべきである。アブラツノザメにしても、関係者により自主的ではあり規制は行われており、利害関係者等の意見が全く取り入れられていない等の1点とすることは他の並びからしておかしい。自主的である点（資源管理指針までにはいたっていない）等を考慮しても2点以上が妥当であろう。	ご意見を参考にキアンコウ、アブラツノザメを修正しました。

94	サメガレイ_太平洋北部	Ver0.0.3	2. 海洋環境評価範囲 ③ 1) 漁具漁法	25頁↓8行	鳥取県の例では→鳥取県にはオッターロールを用いる底引き漁船はないのでは？	鳥取水試による試験操業の記録でした。文章を修正しました。
95	サメガレイ_太平洋北部		2. 海洋環境評価範囲 ③ 1) 漁具漁法		漁具漁法 オッターローレの網口は当該海域では50m以上となっておりますが、茨城沿岸で操業する底曳き船（沖底、小底とも）20m程度ですので、50mとして影響の評価をされた場合、過大な評価になっている可能性があります。	ご指摘に従って、修正しました。
96	サメガレイ_太平洋北部		2. 海洋環境評価範囲 ③ 6) 混獲非利用種		混獲非利用種 沖底曳き網の対象種にマノレアオメエソ、ユメカサゴが記載されていますが、茨城県では両種とも漁獲対象魚種として、市場に水揚げされています。 特に、マルアオメエソはメヒカリとして重要魚種となっています。	ご指摘に従って、2種を削除しました。
97	サメガレイ_太平洋北部			p 22, 15	(沖底2艘曳きの曳網時間)の修正 「曳網時間は鳥根県の例では1~1.5時間・・・」 →岩手県の2そう曳は約4時間（松浦, 2004）	ご指摘に従って、修正しました。
98	サメガレイ_太平洋北部		2. 2. 1		混獲利用種 混獲している種について、TAC魚種であっても、資源状態が低いと、スコアが低めに設定されている。 底引きであっても、スルメイカは狙ってとるものであり、キアンコウ狙いでスルメイカがはいるということは少ないと考えられる。本評価表では便宜的に、沖底の全漁獲量で表しているが、キアンコウ等でスルメイカ等の混獲と単純に論じられないのではないかと。 TAC魚種は、単一魚種として厳しい管理が行われており、底引きでスルメイカを多数とっており、その資源状態が悪いので、混獲管理のスコアが低くなるというのは奇異に感じる。少なくとも、TAC管理を行っているものは、混獲の評価からははずすべきではないかと。	利用可能な資料からは何狙いの網であるかまでは不明であったため、第二種の過誤を防ぐため幅広に捉えました。今後利用可能な情報があれば改善して参ります。 TAC種を混獲種から外す件については、本項目は漁業（混獲）のインパクトのみならず、(様々な変動要因の結果としての)資源状態も評価の一要素となっておりますので同列に扱いました。
99	サメガレイ_太平洋北部		2. 3. 2	p 35	図表と本文の不一致 図2.3.2d「平成28年度魚種別系群別資源評価結果に基づく日本海西区を分布域に・・・」 本文「平成29年度魚種別系群別資源評価結果(・・・)から、太平洋北区を主要な分布域に・・・」	ご指摘に従って、修正しました。
100	サメガレイ_太平洋北部		3. 2. 1. 2		監視体制 1行目 沖合底びき網漁業については水産庁管理課と仙台調整事務所等及び各県が指導取締りを行っている。2018 年から・・・	福島県資源管理指針において、「沖合底びき網漁業については、沿岸漁業と共通の資源を利用していることから、沿岸漁業の漁獲量、資源状況等については、沖合底びき網漁業を含めた記載とする。」「沖合底びき網漁業については、小型機船底びき網漁業等の沿岸漁業と共通の資源を利用しているため、同様の自主的な管理が行われるよう関係者間の調整に努めることとする。」と記述されていることは承知しています。監視体制について、原則として国が大臣許可により沖合底びき網漁業、県が知事許可による小型機船底びき網漁業を対象として取締りを行っていると理解されるため、記述は現行のままとしました。
102	サメガレイ_太平洋北部	Ver0.0.3	3. 3. 1. 2	62頁↓5行	宮城県漁業協同組合、宮城県近海底曳網漁業協同組合、宮城県沖合底びき網漁業協同組合・・・が気になりました、内部査読の範囲かと思いますが念のため。	ご指摘に従って、修正しました。
103	サメガレイ_太平洋北部		3. 3. 1. 2		漁業者組織への所属割合 漁業者は沿海地区の漁業協同組合には所属するが、岩手県漁業協同組合連合会へは所属していない。	沿海の組合が連合会に所属しているように記載しました。
104	サメガレイ_太平洋北部		4. 1. 3. 3		労働条件の公平性 2018年2月5日現在で公表されているデータを用いて評価しているが、単年度のデータで公表することが妥当とは考えられない。	これまでも他魚種においても漁業関係(4.1.3.3)だけでなく加工流通(4.2.3.3)においても直近年での評価を行ってきました。東北の底魚の漁業に限って過去数年分までさかのぼって評価を行った場合、万一さかのぼることによって漁業関係での送検事例があった場合、低く評価することになるため、他の魚種あるいは加工流通との評価の公平性を考えた場合、問題であると考えため、これまで同様直近年データのみで評価を行うことしたいと思います。
105	サメガレイ_太平洋北部		4. 2. 2. 1		衛生管理 (1)「岩手水産地域ハサップ」 正式名称は、「いわて水産地域ハサップ」。 (2)「大船渡市場」 「大船渡漁業協同組合が営む「大船渡市場」とあるが、正しくは、「大船渡魚市場株式会社が営む「大船渡市魚市場」」。	ご指摘に従って、修正しました。
106	サメガレイ_太平洋北部		4. 3. 1. 1		製氷施設、冷凍・冷蔵施設の整備状況 岩手県における冷凍・冷蔵倉庫数が「136工場」と記載されておりますが、2013漁業センサ第8巻P92によると「145工場」となっています。 ※「136工場」は、冷蔵施設数と思われる。北海道、宮城県においても、同様です。	ご指摘に従って、関係県含め修正しました。
107	ヤナギムシガレイ_太平洋北部				沖合底曳き網漁業→沖合底びき網漁業 (理由)法令・政令に合わせた記載にすべき。	ご指摘に従って、修正しました。
108	ヤナギムシガレイ_太平洋北部		地域の持続性	P7	「沖合底引き網は・・・」から「沖合底曳き網は・・・」へ修正願います。	他機関からの指摘も踏まえ「沖合底びき網」に統一しました。
110	ヤナギムシガレイ_太平洋北部		1. 3. 3. 1		漁業管理方策の有無 ここでいう漁業管理方策については、手順書を見ると、資源の状況により将来的にどのくらい回復させる（高水準の場合は維持）かといった方策の有無であるのか。このような高度の計画については、今回あがってきた魚種では作成されていないと認識しており、どの魚種も2点となると思料する。しかしながら、アブラツノザメは1点となっている。自主的な規制や沖底の許可の制限条件等があり、漁獲制御規則はあるが、資源状態に応じて変動する計画はないとして、2点が相当ではないか。予防的措置も1点となっているが、他の魚種と比べてアブラツノザメが減点されている理由はないのではないかと。	ご意見を参考にアブラツノザメを修正しました。
111	ヤナギムシガレイ_太平洋北部		1. 3. 3. 3		環境変化が及ぼす影響の考慮 3点のところで、手順書と今回評価魚種の表現がことなっている。趣旨としては、1. 2. は環境調査が行われていない、十分でない。3. はわかっているが反映されていない。4. 5. で反映の度合いが高まるということであろう。3点にした理由は、調査により影響が判明している点にあると思うので、「環境変化の影響が存在するが」ではなく、4. 5. の表現とそろえて「環境変化の影響が把握されているが」とするべきではないかと。	ご指摘は妥当であると考えられますので、手順書改訂の際にご意見を反映しますが、現時点では手順書の表現に従っているため、現在の報告書ではそのままといたします。
112	ヤナギムシガレイ_太平洋北部		1. 3. 3. 4		漁業管理方策の策定 ここでいう漁業管理方策とは、「資源回復計画」→「資源管理指針」も該当している。 資源回復計画→資源管理指針となった場合は、外部の意見も聞き、引き続き規制を行うという趣旨で3点、移行の際に、さらに新たな措置を追加したものは5点という考え方は理解する。一方で、同様の経過をたどったキアンコウは1点となっており、減点されている理由が不明であり、他魚種と同様の3点とすべきである。アブラツノザメにしても、関係者により自主的ではあり規制は行われており、利害関係者等の意見が全く取り入れられていない等の1点とすることは他の並びからしておかしい。自主的である点（資源管理指針までにはいたっていない）等を考慮しても2点以上が妥当であろう。	ご意見を参考にキアンコウ、アブラツノザメを修正しました。
113	ヤナギムシガレイ_太平洋北部			p 22, 17	(沖底2艘曳きの曳網時間)の修正 「曳網時間は鳥根県の例では1~1.5時間・・・」 →岩手県の2そう曳は約4時間（松浦, 2004）	ご指摘に従って、修正しました。
114	ヤナギムシガレイ_太平洋北部	Ver0.0.3	2. 海洋環境評価範囲 ③ 1) 漁具漁法	25頁↓8行	鳥取県の例では→鳥取県にはオッターロールを用いる底引き漁船はないのでは？	鳥取水試による試験操業の記録でした。文章を修正しました。
115	ヤナギムシガレイ_太平洋北部		2. 海洋環境評価範囲 ③ 1) 漁具漁法		漁具漁法 オッターローレの網口は当該海域では50m以上となっておりますが、茨城沿岸で操業する底曳き船（沖底、小底とも）20m程度ですので、50mとして影響の評価をされた場合、過大な評価になっている可能性があります。	ご指摘に従って、修正しました。
116	ヤナギムシガレイ_太平洋北部		2. 海洋環境評価範囲 ③ 6) 混獲非利用種		混獲非利用種 沖底曳き網の対象種にマノレアオメエソ、ユメカサゴが記載されていますが、茨城県では両種とも漁獲対象魚種として、市場に水揚げされています。 特に、マルアオメエソはメヒカリとして重要魚種となっています。	ご指摘に従って、2種を削除しました。

117	ヤナギムシガレイ _太平洋北部		2. 2. 1		混獲利用種 混獲している種について、TAC魚種であっても、資源状態が低いと、スコアが低めに設定されている。 底引きであっても、スルメイカは狙ってとるものであり、キアンコウ狙いでスルメイカがはいるということは少ないと考えられる。本評価表では便宜的に、沖底の全漁獲量で表しているが、キアンコウ等でスルメイカ等の混獲と単純に論じられないのではないか。 TAC魚種は、単一魚種として厳しい管理が行われており、底引きでスルメイカを多数とっており、その資源状態が悪いので、混獲管理のスコアが低くなるというのは奇異に感じる。少なくとも、TAC管理を行っているものは、混獲の評価からははずすべきではないか。	利用可能な資料からは何狙いの網であるかまでは不明であったため、第二種の過誤を防ぐため幅広に捉えました。今後利用可能な情報があれば改善して参ります。 TAC種を混獲種から外す件については、本項目は漁業（混獲）のインパクトのみならず、（様々な変動要因の結果としての）資源状態も評価の一要素となっておりますので同列に扱いました。
118	ヤナギムシガレイ _太平洋北部			P37	「食性が重複するキチジ」という記述に対して、分布域が大きく異なるため、重複という記載には違和感があります。	「ニッチが類似するキチジ」に修正しました。
119	ヤナギムシガレイ _太平洋北部		2. 3. 2	p 39	図表と本文の不一致 図2. 3. 2d「平成28年度魚種別系群別資源評価結果に基づく日本海西区を分布域に・・・」 本文「平成29年度魚種別系群別資源評価結果（…）から、太平洋北区を主要な分布域に・・・」	ご指摘に従って、修正しました。
120	ヤナギムシガレイ _太平洋北部		(1) 3. 漁業の管理 評価範囲	P50	「②評価対象都道府県の特定」について、「沖合底曳き網漁業」の後に付いている不要な空欄を削除	不要な空欄を削除しました。
121	ヤナギムシガレイ _太平洋北部		3. 2. 1. 1	P53	管轄範囲 1行目 「福島県」⇒「福島県」に修正	不要な空欄を削除しました。
101	ヤナギムシガレイ _太平洋北部		3. 2. 1. 2		監視体制 1行目 沖合底びき網漁業については水産庁管理課と仙台調整事務所等及び各県が指導取締りを行っている。2018年から…	福島県資源管理指針において、「沖合底びき網漁業については、沿岸漁業と共通の資源を利用していることから、沿岸漁業の漁獲量、資源状況等については、沖合底びき網漁業を含めた記載とする。」「沖合底びき網漁業については、小型機船底びき網漁業等の沿岸漁業と共通の資源を利用しているため、同様の自主的な管理が行われるよう関係者間の調整に努めることとする。」と記述されていることは承知しています。監視体制について、原則として国が大臣許可により沖合底びき網漁業、県が知事許可による小型機船底びき網漁業を対象として取締りを行っていることと理解されるため、記述は現行のままとしました。
122	ヤナギムシガレイ _太平洋北部	Ver0. 0. 3	3. 3. 1. 2	62頁↓54	宮城県漁業協同組合、宮城県近海底曳網漁業協同組合、宮城県沖合底びき網漁業協同組合・・・が気になりました、内部査読の範囲かと思いますが念のため。	ご指摘に従って、修正しました。
123	ヤナギムシガレイ _太平洋北部		3. 3. 1. 2		漁業者組織への所属割合 漁業者は沿海地区の漁業協同組合には所属するが、岩手県漁業協同組合連合会へは所属していない。	沿海の組合が連合会に所属しているように記載しました。
124	ヤナギムシガレイ _太平洋北部		3. 3. 1. 2	p54	漁業者組織への所属割合 宮城県沖合底曳き網漁業協同組合→宮城県沖合底びき網漁業協同組合へ修正 宮城県小型機船底曳網漁業協同組合→宮城県近海底曳網漁業協同組合へ修正	その様に修正しました。
125	ヤナギムシガレイ _太平洋北部		4. 1. 3. 3		労働条件の公平性 2018年2月5日現在で公表されているデータを用いて評価しているが、単年度のデータで公表することが妥当とは考えられない。	これまでも他魚種においても漁業関係(4. 1. 3. 3)だけでなく加工流通(4. 2. 3. 3)においても直近年での評価を行ってきました。東北の底魚の漁業に限って過去数年分までさかのぼって評価を行った場合、万一さかのぼることによって漁業関係での送検事例があった場合、低く評価することになるため、他の魚種あるいは加工流通との評価の公平性を考えた場合、問題であると考えため、これまで同様直近年データのみで評価を行うこととしたいと思います。
126	ヤナギムシガレイ _太平洋北部		4. 2. 2. 1		衛生管理 (1)「岩手水産地域ハサップ」 正式名称は、「いわて水産地域ハサップ」。 (2)「大船渡市場」 「大船渡漁業協同組合が営む「大船渡市場」とあるが、正しくは、「大船渡市場株式会社」が営む「大船渡市場」。	その様に修正しました。
127	ヤナギムシガレイ _太平洋北部		4. 3. 1. 1		製氷施設、冷凍・冷蔵施設の整備状況 岩手県における冷凍・冷蔵倉庫数が「136工場」と記載されておりますが、2013漁業センサス第8巻P92によると「145工場」となっています。 ※「136工場」は、冷蔵施設数と思われます。北海道、宮城県においても、同様です。	関係県含め修正しました。
128	アブラツノザメ _太平洋北部		1. 3. 3. 1		漁業管理方策の有無 ここでいう漁業管理方策については、手順書を見ると、資源の状況により将来的にどのくらい回復させる（高水準の場合は維持）かといった方策の有無であるのか。このような高度の計画については、今回あがってきた魚種では作成されていないと認識しており、どの魚種も2点となると思料する。しかしながら、アブラツノザメは1点となっている。自主的な規制や沖底の許可の制限条件等があり、漁獲制限規則はあるが、資源状態に応じて変動する計画はないとして、2点が相当ではないか。予防的措置も1点となっているが、他の魚種と比べてアブラツノザメが減点されている理由はないのではないか。	津軽海峡域では自主的な管理方策が策定されているため1. 3. 3. 1を2点に修正しました。 予防的措置については、水産庁が資源評価している沿岸資源に対するHCRではその存在が読めますが、アブラツノザメは当該資源に該当しないため確認できませんでした。
129	アブラツノザメ _太平洋北部		1. 3. 3. 3		環境変化が及ぼす影響の考慮 3点のところ、手順書と今回評価魚種の表現がことなっている。趣旨としては、1. 2. は環境調査が行われていない、十分でない。3. はわかっているが反映されていない。4. 5. で反映の度合いが高まるということであろう。3点にした理由は、調査により影響が判明している点にあると思うので、「環境変化の影響が存在するが」ではなく、4. 5. の表現とそろえて「環境変化の影響が把握されているが」とするべきではないか	ご指摘は妥当であると考えられますので、手順書改訂の際にご意見を反映しますが、現時点では手順書の表現に従っているため、現在の報告書ではそのままといたします。
130	アブラツノザメ _太平洋北部		1. 3. 3. 4		漁業管理方策の策定 ここでいう漁業管理方策とは、「資源回復計画」→「資源管理指針」も該当している。 資源回復計画→資源管理指針となった場合は、外部の意見も聞き、引き続き規制を行うという趣旨で3点、移行の際に、さらに新たな措置を追加したものは5点という考え方は理解する。一方で、同様の経過をたどったキアンコウは1点となっており、減点されている理由が不明であり、他魚種と同様の3点とすべきである。アブラツノザメにしても、関係者により自主的ではあり規制は行われており、利害関係者等の意見が全く取り入れられていない等の1点とすることは他の並びからしておかしい。自主的である点（資源管理指針までにはいたっていない）等を考慮しても2点以上が妥当であろう。	一部海域では漁業者が自主的に管理方策を策定しているため2点に修正しました。
131	アブラツノザメ _太平洋北部		2. 2. 1		混獲利用種 混獲している種について、TAC魚種であっても、資源状態が低いと、スコアが低めに設定されている。 底引きであっても、スルメイカは狙ってとるものであり、キアンコウ狙いでスルメイカがはいるということは少ないと考えられる。本評価表では便宜的に、沖底の全漁獲量で表しているが、キアンコウ等でスルメイカ等の混獲と単純に論じられないのではないか。 TAC魚種は、単一魚種として厳しい管理が行われており、底引きでスルメイカを多数とっており、その資源状態が悪いので、混獲管理のスコアが低くなるというのは奇異に感じる。少なくとも、TAC管理を行っているものは、混獲の評価からははずすべきではないか。	利用可能な資料からは何狙いの網であるかまでは不明であったため、第二種の過誤を防ぐため幅広に捉えました。今後利用可能な情報があれば改善して参ります。 TAC種を混獲種から外す件については、本項目は漁業（混獲）のインパクトのみならず、（様々な変動要因の結果としての）資源状態も評価の一要素となっておりますので同列に扱いました。